



1. スマートIC名称決定の考え方

「スマートIC整備事業 制度実施要綱の運用」の抜粋

5. スマートICの名称

(1) スマートICの個別箇所の名称の検討について

スマートICの名称については、地区協議会において名称案を検討し、地区協議会で決定された名称案を、会社及び機構に伝えることとする。

(3) スマートICの名称の原案について

スマートICの名称は、スマートICの利用者に対し、ETC専用のICであることが明確に判別可能となる名称とする必要がある。特に、SA・PA接続型の場合は、既存のSA・PAに設置される出入口であることが明確に判別可能となる名称とする必要があり、スマートICの名称の検討にあたっては、原則として該当SA・PAの名称を用い、かつ「スマートインターチェンジ」を用いた名称を原案とされたい。

2. スマートICの接続箇所

本スマートICは、SA・PA接続型であり、当該する既存のSA・PA名称は、

あしがら
足柄SAである。

3. スマートIC名称原案

「スマートIC整備事業 制度実施要綱の運用」を踏まえ、スマートICの名称原案は、

あしがら
「足柄スマートインターチェンジ」とする。

スマートインターチェンジの名称決定の手順



平成29年11月28日開催のスマートIC地区協議会において、
名称原案を「足柄スマートインターチェンジ」に決定

